

ベルギーの通貨取引税に関する法律

[ベルギー議会で 2004 年 7 月 1 日に可決]

注：英語訳からの重訳であり、英語訳にいくつか不明箇所があったため、暫定訳です。条文中、[] は訳者が補いました。下線は訳者によるものです

第 1 章 総則

第 1 条

この法律は憲法第 78 条に従って施行される。

第 2 章 適用範囲

第 2 条

通貨交換取引は、直接か間接か、現金によるか信用によるか、貨幣によるか否かに関わりなく、ベルギー国内で行なわれる時、課税対象となる。

第 3 章 税の納付義務

第 3 条

課税対象となる取引に関与した者は全て、一時的かつ独立的に関与した場合においても、納税義務を負う。

一切の租税回避または不正を防止する観点から、法律上独立している者が関与する取引であっても、その者が納税義務を負う主体と金融、経済および組織の側面において緊密に結びついている場合は、納税義務を負う者とみなされる。

第 4 章 課税対象となる取引

第 4 条

所有者の資格においていずれかの国の通貨と他の国の通貨を交換する権限を譲渡した場合、その交換は外国為替に関わる取引と見なされる。

本条項の適用にあたって、欧州経済および通貨共同体は、単一通貨を有する他の領土と同様に 1 つの国家と見なされる。

通貨とは、法定通貨として使用される紙幣および硬

貨を言う。ただし収集品としての紙幣および硬貨は除かれる。

通貨交換取引とは、手数料の支払いを伴う通貨交換を言う。通貨取引において、自分の名前で他の者の代理として行動する者が介在する場合、その者は自らその取引を行なったとみなされる。

通貨の交換と同等の効果を有する金融証券に関わる取引も通貨取引とみなされる。それらの取引には、通貨価値の変動によるリスクを伴う証券の取引や商品の取引が含まれる。

第 5 章 ベルギーにおいて課税対象となる取引の発生地

第 5 条

§ 1. 下記の場合に、外国通貨の交換はベルギー国内で行なわれたと見なされる。

1° 交換取引に関与する当事者の一方、またはいずれかの仲介者がベルギー国において設立されている。

2° 支払い、交渉、または注文がベルギー国内においてなされた。国王はそのような場所の定義に関連して、より詳細な規則を定めることができる。

3° 交換された通貨の一方が、ベルギーにおける法定給付の手段となっている。

このような場合に、国王によって設定されている控除率を適用した後の税収はすべて、EU によって管理される基金に払い込まれ、開発協力、社会的・生態系的公正、および国際的な公共財産の保全と保護の目的で活用される。

§ 2. 第 3 条第 2 項の適用を妨げることなく、その

本社または事業の実質的な管理機能がベルギー国内に置かれているか、もしくはそのような本社または管理機能が存在しない場合その住所もしくは通常の居住地がベルギー国内にある場合に、その主体はベルギー国において設立されているとみなされる。

§ 3. ベルギーにおける多重の課税を防止するため、国王は § 1 で言及する交換の場所を認定する際に適用される優先順を設定する。

§ 4. 国際的な二重課税を防止するために、この法律で規定する取引が、外国におけるこの法律と同様の課税対象、税率、納税義務者、課税対象取引の発生地を定めた法律に基づいて実際に、実効的に課税されている場合に、税の免除が認められる。この免除は、一方の当事者がベルギーにおいて設立されている場合は、50%を超えないものとする。両方の当事者がベルギーにおいて設立されている場合、一切の免除は適用されない。

第6章 税の課税期日と納税期日

第6条

§ 1. 課税に必要な法的条件は、税の納付を求める根拠となる。

財務省は、通貨の交換またはその決済が交換取引の前または後に行なわれる場合に、[取引成立の時点で]法律に基づいてその主体に税の納付を求めることができる。

§ 2. 税は[通貨交換に関連する実際の]支払いが行なわれた時点、または詳細な報告が提出された時点で納付期日となる。

第7章 課税ベース

第7条

税は派生的料金を含む交換取引の総額に対して課される。国王は「総額」の解釈を規定する方法を定めることができる。

第8章 税率

第8条

通常の税率は、課税対象額の0.02%とする。

3項に規定する変動幅を超えるレートで行なわれたすべての通貨交換には、EC条約第59条に準拠して、

閣僚会議によって検討された命令と、それに基づいて定められた法律に従って、課税対象額に対して最大80%の税率が課される。

2項の適用に関連して、国王は20日間の累加平均をもとに中央レートを決定し、その中央レートを基準にして変動の限度を設定する。

課税対象取引に適用される税率は、取引発生時点において適用されている税率とする。

第9章 免除

第9条

下記の場合に税の免除が認められる。

1° 自然人によって行なわれた通貨交換取引で、年間の取引額が、マネーロンダリングの目的での金融システムの利用を防止するための1993年1月11日の法律の第4条において規定されている金額を超えないもの。

2° 中央銀行、および、国王によって中央銀行の活動の分野において活動する機関として承認された国際機関によって行なわれた通貨交換取引。

第10章 納付義務者

第10条

通貨交換取引に課される税は、課税対象となる両方の当事者によって、その税率の半分が支払われなければならない。

ベルギー国内において設立されている主体が、ベルギー国内において設立されていない主体との間で課税対象となる取引を行なった場合、その者は取引の相手側によって納付されなければならない税の納付に厳格な責任を負う。

納税の責任を負う者の一方が、管轄省の認可を受けた仲介人に通貨交換取引を委任した場合、その仲介人が納税義務者にあたるか否かに関わらず、1項および2項は適用されず、税はその仲介人によって支払われるものとする。財務省に責任を負う閣僚は、認可された仲介人に保証金の提出を求めることができる。

この規定に反するいかなる規定や契約がある場合でも、2項で言及しているベルギー国内において設立されている主体、または3項で言及している仲介人は、税額またはそれに相当する交換価額を、その者が支払うべき対価またはその者が行なうべき支払いの金額から差し引く権限を付与される。

第11章 簡易化の措置

第11条

納税義務者で、通常の税制が適用された場合に一定の困難に陥る可能性がある者に関して、国王は通貨の卸取引に関する一括課税方式から成る簡易課税制度を確立する。金融機関はこの卸取引に関連して、この税を納入しなければならない。

第12章 適正な税の徴収を保証し、不正、脱税、および制度の悪用を防止するための措置

第12条

国王は徴税の方法を決定する。

国王は、適正かつ単純な税の徴収と、不正、脱税、および制度の悪用の防止のために必要な条件を確立し、すべての義務を規定することができる。

国王は、ベルギーにおける法定通貨を管理する中央銀行との間で、この法律の適用のために必要な管理手段を含む契約を締結することができる。

国王は監査役に対して、この法律の適用に関する特別の報告の提出を義務付けることができる。ベルギーに居住し、国際的な監査役のネットワークの構成員である監査役に対して、国際的企業グループによるこの法律の実施に関して調査することを求めることができる。これはそのネットワークの中の構成員が国際的企業グループの主要な事業体の連結財務報告書を検査および検証することによって行なわれる。この調査は通貨の卸取引の決済に関連している機関に限定してもよい。

この法律の他の条文の効力を妨げることなく、国王は第8条第2項または本条の適用に先立つ移行期において、いずれかの者が不当な特典を付与されたり、

不当に不利な扱いを受けることがないように保証するために必要なすべての措置を講じる。

この法律およびこの法律に基づく命令に対する違反は、税法第131条の納税および印紙税の義務に関する規定に基づき処罰の対象となる。

第13章 終章

第13条

国王は国会に対して、本会期中に即座に、またはそれが不可能な場合には次の会期の冒頭に、第5条、第8条§1の第2項および第3項、ならびに第11条および第12条の施行の中で採択される命令を確認する議員立法について周知させるものとする。

第5条、§1、3°および第8条第2項は、権限を持つ欧州の機関が同意を与えた後にのみ適用される。

この法律は、2004年1月1日以降の、国王によって設定される日付に、欧州経済および通貨共同体の全加盟国がその法律の中に通貨の交換に対する課税を含めるか、またはそのように指示するEU指令もしくは欧州の法律が採択された場合にのみ施行される。

提案者

Dirk VAN DER MAELEN (SP.A - SPIRIT)

Geert LAMBERT (SP.A - SPIRIT)

Karine LALIEUX (PS)

Jacques CHABOT (PS)

Nahima LANJRI (CD&V)

Gerard GOBERT (ECOLO)

Jean-Jacques VISEUR (CDH)

[翻訳：ATTAC関西グループ]